

「請求の趣旨」とは、あなたが求める裁判のことです。

何月分から家賃の値上げ(値下げ)をしてほしいのか、家賃の値上げ(値下げ)の申入れをしたときに被告(相手方)に告げた値上げ(値下げ)の月を書いてください。

家賃をいくらにしてほしいのか、既に値上げ(値下げ)の申入れをしているときは、その金額を書いてください。その金額とは、値上げ(値下げ)幅ではなく、値上げ(値下げ)後の家賃のことです。

被告(相手方)と初めて結んだ契約の内容を書いてください。その後、家賃が改定されたときは、現在の家賃の額とその額に改定された日を()内に書いてください。

なぜ今の家賃を改定してほしいのか、該当する□をレ点でチェックしてください。(レ点でチェックするのは、いくつでも結構です)。その他の理由があれば、空欄の□をレ点でチェックした上、空欄にその理由を書いてください。

被告(相手方)の言い分や、この紛争について他に参考となることを書いてください。

賃貸建物の固定資産課税台帳登録証明書(通常「評価証明」といいます)は、申立手数料を算出するために必要ですから、建物の所在地の市町村役場で交付を受け、この□をレ点でチェックして、訴状と一緒に提出してください。

賃貸建物の登記簿謄本又は登記事項証明書は、訴状に添付する必要がありますので、この□をレ点でチェックして、訴状と一緒に提出してください。なお、建物が未登記であれば、提出する必要はありません。

あなたが被告(相手方)に申し入れた値上げ(値下げ)後の家賃(又は既に支払っている家賃との差額)の申入れをした日から訴えを提起するまでの合計額の支払を求めるときは、この□をレ点をチェックし、その金額を書いてください。

「訴訟費用」とは、申立手数料や裁判所を通じて被告(相手方)などに送った書類の郵便料金や証人に支払う旅費・日当などのことです(弁護士等の費用は含まれません)。

家賃の値上げ(値下げ)を被告(相手方)に申し入れた日を書いてください。

なお、直接口頭で申入れをしたときはその日を、書面で申入れをしたときはその書面が相手方に到達した日を書いてください。

ここに例示されているような証拠書類があれば該当する□をレ点でチェックし、その他の証拠書類があれば空欄の□をレ点でチェックして空欄にその書類の名称を記載し、その書類の写し(コピー)を2通作成して、訴状と一緒に提出してください。

請求の趣旨	1 別紙物件目録記載の建物の賃料は、平成 14年 10月 / 日以降 1か月金 100,000 円であることを確認する。 賃料増(減)額 □被告は、原告に対して、金 円を支払え。
	2 訴訟費用は、被告の負担とする。 との判決を求めます。
	1 賃貸借契約の内容 賃貸人 (☑原告, □被告) は、賃借人 (□原告, ☑被告) に対し、別紙物件目録記載の建物を次のとおり賃貸し、これを引き渡した。 (1) 契約日 平成 5年 10月 / 日 (2) 賃貸期間 □年 ☑定めなし (3) 賃料 1か月金 70,000 円 (平成 9年 10月 / 日から1か月金 80,000 円) 2 賃料改定の理由 □固定資産税その他の負担が(□増えた。□減った。) □土地や建物の価格が(□高くなった。□低くなった。) ☑付近の建物と比較して賃料が(□高い。☑低い。) □ 3 賃料改定を申し入れた日 平成 14年 8月 / 日 その他の参考事項 被告は、平成14年10月分から毎月8万円を〇〇法務局に供託している。
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 固定資産課税台帳登録証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 □内容証明郵便 <input checked="" type="checkbox"/> 調停不成立証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 登記簿謄本又は登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 配達証明書 <input type="checkbox"/>

